

○甲斐市簡易水道給水条例施行規則

平成16年9月1日

規則第130号

廃止 令和元年6月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲斐市簡易水道給水条例（平成16年甲斐市条例第158号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 甲斐市上水道給水条例施行規程（平成16年甲斐市水道事業管理規程第17号）の規定は、甲斐市簡易水道について準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の敷島町簡易水道給水条例施行規則（平成11年敷島町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条において準用する甲斐市上水道給水条例施行規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年6月28日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。